

高齢者向け福祉サービス

宅配給食サービス事業※1
定期的な食事の配達を希望する人に、弁当の宅配と同時に安否確認をします。

対象者 65歳以上の高齢者のみ世帯の人

※昼食または、夕食のいずれか1日1食の利用に限る

利用者負担

市民税非課税世帯 1食300円

市民税課税世帯 1食500円

緊急通報システム事業※2
急病など緊急時に、簡単な操作で受信センターへ通報できる家庭用緊急通報装置を設置します。

対象者 65歳以上の高齢者のみ世帯の人

利用者負担 月500円

高齢者福祉タクシー利用助成事業※1
定期的に病院が必要な人に、月4枚のタクシー券(小型タクシー)基本料金相当分を交付します。

対象者 65歳以上の高齢者のみ世帯の人または要支援・要介護認定を受けている65歳以上の人

※市民税非課税世帯に限る

利用者負担 基本料金(初乗り料金)を超える金額

生きがい活動支援通所事業※2
通所による軽体操、趣味、創作活動で交流の輪を広めた人を支援します。

対象者 要支援・要介護認定を受けていない、自立した日常生活ができる60歳以上の人

利用者負担 1回800円

※温泉保養施設の利用は、300円加算。その他傷害保険料、材料費などの負担があります。

寝具洗濯等サービス事業※1
自分で布団を干すことが困難な場合、布団などの寝具の洗濯と乾燥をします。

対象者 市民税非課税世帯で、65歳以上の高齢者のみ世帯の人

利用者負担 1回1200円

※年に1回の実施

高齢者日常生活支援業務利用助成事業※2
庭の草刈りや居宅の清掃など、日常生活で支援が必要な場合、年6時間分の市シルバー人材センター利用券(80パーセント助成)を交付します。

対象者 65歳以上の高齢者のみ世帯の人

利用者負担 日常生活支援業務単価の20パーセントと事務費業務単価の12パーセント

利用できる内容 庭の草刈り、庭木の剪定、居宅の除雪、簡単な修理など

徘徊高齢者家族支援サービス※3
認知症の家族が徘徊する場合、徘徊高齢者探索システム装置を貸与します。

対象者 認知症により常時徘徊する65歳以上の要介護認定者を介護する家族

利用者負担 月1320円

※現場急行費用などは別途加算



介護用品支給事業※4
紙おむつなどの介護用品が必要な場合、介護用品給付券を交付します。

対象者 市民税非課税世帯の要支援・要介護認定を受けた在宅の人で、紙おむつなどの介護用品が必要な人

※要介護3以下の人は、一部要件があります。

利用者負担 給付券の限度額を超えた金額

給付券の限度額

要支援1〜要介護3 月2千円

要介護4、5 月5千円

い・ど・う市民セミナー受け付け中

市の取り組みなどを、市民の皆さんに解説します。市の職員が集会や会合に直接出向く現地開催と、ウェブ会議システムを使用したオンライン開催があります。

なお、一部セミナーメニューは、YouTube市公式チャンネルで動画を公開していますので、ご覧ください。



申し込み 市政情報課、各総合支所市民サービス課に備え付けのガイドブックをダウンロードの上、開催希望日の1カ月前までに申し込みください。

※詳しくは、ガイドブックまたは市ウェブサイトを確認してください。

企画部市政情報課

☎(22)1126

税や各種料金をスマートフォン決済アプリで納められます

納付できる科目 市県民税(普通徴収)、軽自動車税種別割、固定資産税、国民

健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、認定こども園保育料、公営住宅等使用料、学校給食費、幼稚園預かり保育料、奨学金償還金、放課後児童クラブ利用料、緊急通報システム料、配食サービス利用料、老人保護措置費負担金、農業費分担金、水道(下水道)料金

納付に必要なもの
コンビニ収納用バーコードが印刷された納付書
決済アプリがインストールされたスマートフォン
または、タブレット端末
納付方法 納付書のバーコードをスマートフォンなどのカメラで読み取ります。

利用上限額

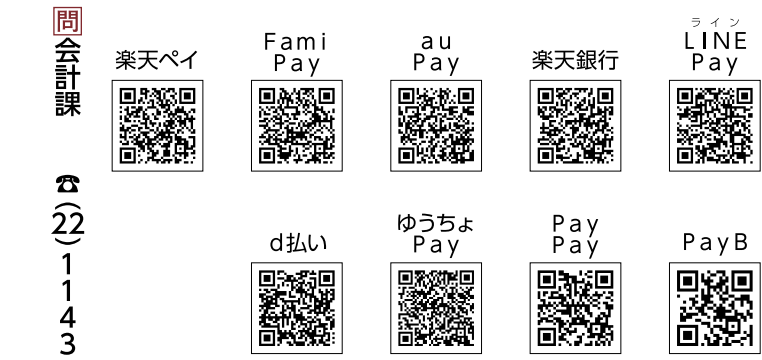
水道料金 5万円

その他 30万円

※FamiPayは10万円

利用上の注意事項
アプリの利用料、手数料は無料ですが、通信費は利用者負担となります。
領収証書は発行されません。領収証書が必要とする人は、金融機関などで納付してください。また、軽自動車税納税証明書が必要な人は、各総合支所で交付申請してください。一度決済が完了した納付は取り消せません。二重納付防止のため、納付完了した納付書は「納付済」と記載するなどの処理をしてください。アプリの使用方法など詳しくは、各社ウェブサイトを確認してください。

利用できる決済アプリと各社ウェブサイト



問 会計課 ☎(22)1143

栗原市テレビ回覧板

令和5年11月1日(水)から、k h b東日本放送が提供するテレビのデータ放送サービス「k h bテレビ回覧板」を活用して、市政情報の発信を行っています。暮らしに役立つ情報やイベントのお知らせ、災害時にもいち早く情報を発信します。ぜひ、ご覧ください。

問 企画部市政情報課 ☎(22)1126

利用方法

- 1 テレビのリモコンの5チャンネルを押す
- 2 dボタンを押す
- 3 テレビ画面の「栗原市のテレビ回覧板」を選択し決定ボタンを押す

※ボタンの配列や表記は、リモコンによって異なります。
※栗原市のテレビ回覧板が表示されない場合は、テレビの設定でお住まいの郵便番号が登録されているか確認してください。

発信する情報

- 市政情報 各種市政情報をお届けします。
- 観光情報 今月のイベント情報 など
- 災害時の情報 避難所の開設情報 など